

資料1

第2回 通学・安全部会

鈴鹿市スクールバス運行基準について

日時 令和6年7月8日(月)

場所 天名公民館 多目的ホール

1 利用対象者

■対象者

- 学校再編に伴い、通学先が変更となる地域の児童
- 自宅から新たな通学先までの通学距離が、2km以上の児童

■通学距離が2km未満の場合の特例措置

自宅から新たな通学先までの通学距離が2km未満の場合でも、地域の事情により配慮が必要と考えられる場合には、教育委員会が指定する乗降場所を利用することを条件に利用を可能とする。

1 利用対象者②

■地域の事情により配慮が必要と考えられる場合（例）

- ・通学路の安全上の課題解消が難しい場合
- ・同一の町内でスクールバス利用対象地域と徒歩通学地域に分かれる場合

2 スクールバスの運行本数

- 登校時 1便

- 下校時 2便

※全校児童が同じ下校時刻となる場合等は1便

3 スクールバスの乗降場所

- 待機中や乗降時の児童の安全性を確保できること
- スクールバスが駐停車しても、他の走行車両や歩行者に影響を与えない十分なスペースが確保できること

4 スクールバスの利用料金

- スクールバスを通学のために利用する場合は、
無料とする

※このほか運行に必要な事項は、教育委員会が別に定める。